

相談費用無料

オンライン相談可

「処遇改善加算」制度が一本化され、加算率が引きあがります！！新規取得・ランクアップに向けて、令和7年度以降の新加算の完全施行までに加算取得の準備を始めましょう！！



介護職員等処遇改善加算 新規取得・ランクアップ 個別相談のご案内

●処遇改善加算等の専門家（社会保険労務士など）が、ご都合の良い日時に貴事業所へ直接お伺い又はオンラインにて、手続きや書類の書き方等について分かりやすくアドバイスします。

対象事業所（現在の加算区分）	相談回数・時間	相談期間	費用
①処遇加算Ⅱ以下 又は未届け(旧加算)	原則2回まで 2時間(1回当たり) 又は 1時間(1回当たり)	令和6年5月15日 ～ 令和7年2月28日	無料
②処遇加算Ⅰ～Ⅲ かつ 特定処遇加算Ⅱ 又は未届け(旧加算)			
③処遇加算Ⅰ～Ⅲ かつ ベースアップ等支援加算未届け(旧加算)			
④介護職員等処遇加算Ⅱ～Ⅴ 又は未届け(新加算)			

相談内容の例

- ①新しい計画書様式の記載方法及び留意点
- ②算定要件を満たす方法
- ③キャリアパス要件について
- ④月額賃金改善要件について
- ⑤職場環境等要件について
- ⑥昇給する仕組みと昇給の要件の設定方法
- ⑦就業規則・賃金規程の改定
- ⑧保管すべき書類と議事録についてなど

新加算

処遇改善加算の一本化及び加算率の引上げ（令和6年6月～）

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- ※ 一本化後の加算については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。
- ※ 令和6年度末までの経過措置期間を設け、加算率並びに月額賃金改善要件及び職場環境等要件に関する激変緩和措置を講じる。

加算率(※)	既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字	対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
[24.5%]	I 新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護福祉士30%以上）	a. 処遇改善加算(Ⅰ) [13.7%] b. 特定処遇加算(Ⅰ) [6.3%] c. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	事業所内の経験・技能のある職員を充実
[22.4%]	Ⅱ 新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 ←ダブルポイントの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算(Ⅰ) [13.7%] b. 特定処遇加算(Ⅱ) [4.2%] c. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
[18.2%]	Ⅲ 新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(Ⅰ) [13.7%] b. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
[14.5%]	Ⅳ 新加算(Ⅳ)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算(Ⅱ) [10.0%] b. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。職種間配分の柔軟化については令和6年4月から現行の介護職員処遇改善加算及び介護職員等処遇改善加算に適用。なお、経過措置区分として、令和6年度末まで介護職員等処遇改善加算(V)(1)～(14)を設け、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにする。

FAX 083-920-0930

(公財)介護労働安定センター 山口支部

個別訪問相談支援 申込書(無料)

※必ず 4加算と もに○を 記入して ください。	現在の 処遇加算区分	Ⅰ , Ⅱ , Ⅲ , なし		
	現在の 特定処遇加算区分	特定処遇加算Ⅰ , 特定処遇加算Ⅱ , なし		
	現在の ベースアップ加算	あり , なし		
	現在の 新加算区分	Ⅰ , Ⅱ , Ⅲ , Ⅳ , Ⅴ , なし		
事業所(※)				
代表者名				
所在地		〒		
電話番号		FAX番号		
メールアドレス		@		
相談者氏名		役職		

(※)対象事業所:介護サービス施設・事業所等(山口県内)

処遇改善加算Ⅰかつ特定処遇加算Ⅰかつベースアップ加算ありを取得済み、新加算Ⅰ取得済み施設・事業所等又は次の加算算定非対象 サービス(介護職員が従事しないサービス)を除く

(介護予防)訪問看護・(介護予防)訪問リハビリテーション・(介護予防)福祉用具貸与・特定・(介護予防)福祉用具販売・(介護予防)居宅療養管理指導・居宅介護支援・介護予防支援

▼具体的な相談内容(該当する番号に○・複数可)

①新しい計画書様式の記載方法及び留意点について
②算定要件を満たす方法
③キャリアパス要件について
④月額賃金改善要件について
⑤職場環境等要件について
⑥昇給する仕組みと昇給の要件の設定方法
⑦就業規則・賃金規程の改定
⑧保管すべき書類と議事録について(⑨その他)

▼相談希望日

第1希望	令和 年 月 日 ()	時 分~	時 分
第2希望	令和 年 月 日 ()	時 分~	時 分

▼相談方法 (希望に○)

1. 貴事業所へ専門家が訪問する	2. 当センターにお越しいただく
3. 貴事業所指定の場所に専門家が訪問する	4. 専門家事務所で相談する
5. オンラインで相談する(後日当センターの職員が接続方法等についてお知らせします)	